第三条の七第六項中「ものである」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「行う」の下に「同項に規定する」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

４　法第十一条の五第二項第一号に規定する財務省令で定める計画は、同号に規定する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県（第二号及び第三号において「第一号特定住宅被災市町村等」という。）が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で同項第一号に掲げる土地等の買取りをする者の当該買取りの時において現に効力を有するものとする。

一　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十六条第一項に規定する復興整備計画その他の法律の規定による計画

二　前号に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第一号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

三　前二号に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

５　法第十一条の五第二項第二号に規定する財務省令で定める計画は、同号に規定する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県（第二号及び第三号において「第二号特定住宅被災市町村等」という。）が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で同項第二号に掲げる土地等の買取りをする者の当該買取りの時において現に効力を有するものとする。

一　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定する認定地域再生計画その他の法律の規定による計画

二　前号に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第二号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

三　前二号に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

第三条の八の見出し中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条第二項中「第八条第一項第七号イ」を「第十八条第一項第六号イ」に改め、同条第三項中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条第四項中「第八条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条第五項中「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改め、同条第六項中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改める。

第四条第二項第二号中「特定被災区域」を「政令で定める区域」に改める。

第五条の二第五項中「同条第八項」を「同条第六項」に改める。

第五条の三及び第六条を削る。

第六条の二第一項第二号中「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加え、同条第二項中「法人税法施行規則」の下に「（昭和四十年大蔵省令第十二号）」を加え、「平成二十三年政令第百十二号。」を削り、第三章中同条を第六条とする。

第六条の二の二の見出し中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「法第十七条の二第一項に規定する認定地方公共団体の同項に規定する建築物整備事業の用に供する建物及びその附属設備が同項に規定する政令で定める要件を満たすものである旨を証する」に改め、同項各号を削り、同条を第六条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六条の二の二　令第十七条の二の二第二項に規定する報告に係る財務省令で定める書類は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第一項の実施状況報告書とし、令第十七条の二の二第二項に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類は、福島県知事の交付する福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第三項に規定する適切に実施していると認定したことを証する書面とする。

第六条の三の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条中「応じ、当該」を「応じ当該」に改め、同条第一号中「第十七条の三第一号に掲げる」を「第十七条の三第一項第一号に掲げる」に、「応じ」を「応じ」に改め、同号ロ中「その雇用された者から提出された」を削り、「掲げる書類」の下に「その他の書類でその者が同日において令第十七条の三第一項第一号に規定する特定被災区域（⑴及び次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において雇用されていたことを明らかにする書類」を加え、同号ロ⑴中「同日」を「その者を同日」に、「令第十七条の三第一号に規定する特定被災区域（⑶及び次号において「特定被災区域」という。）」を「特定被災区域」に改め、同号ロ⑵中「回答書（」の下に「その者が」を加え、同号ロ⑶を削り、同条第二号中「第十七条の三第二号」を「第十七条の三第一項第二号」に改める。

第六条の三の二の見出し中「企業立地促進区域等」を「企業立地促進区域」に改め、同条中「法第十七条の三の二第三項」を「法第十七条の三の二第四項」に改め、「法第十七条の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち」を削り、「者のいずれに該当するかに応じ、」を「法人の区分に応じ」に改め、同条各号を次のように改める。

一　法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける法人　同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ　令第十七条の三の二第三項第一号に掲げる者　次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号に規定する避難対象区域（⑴及びロにおいて「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

⑴　平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者（次号イ⑴及び第三号ロ⑴において「使用者」という。）のその者が同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書（次号イ⑴及び第三号ロ⑴において「証明書」という。）

⑵　雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）